

## 空港開港 100 年記念動画制作業務 仕様書

## 1 業務名

空港開港 100 年記念動画制作業務委託

## 2 業務目的

本市は、空港の発展とともに成長したまちであり、その原点は大正15年10月22日、村民が総出で無償の汗を流して造った着陸場に「北海」第1号が飛来したことにある。

令和8年に迎える空港開港100年の節目が、これからのまちの発展に繋がる契機となるよう、先人たちが夢を託した一本の着陸場が現在の航空自衛隊千歳基地や北海道の空の玄関口である新千歳空港へと変貌を遂げて発展してきた歴史と、これに関連が深い空港やまちの出来事を記憶に残る印象深い映像を交えながら、わかりやすく学ぶことができる動画を制作し、市民をはじめ、関係者が歴史を再認識し、先人の偉業を顕彰するとともに、郷土愛を育み、『空港があることの誇り』及び『スピリットオブチトセ』を後世に伝えることを目的とする。

また、動画に連動した広範囲で活用できるコンテンツの開発・作成を行い、空港の歴史の普及・啓発に有効な幅広いツールを企画・制作するものとする。

## 3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（水）まで

## 4 業務内容

## (1) 内容

- ① 関連資料の調査・収集・時代考証等
- ② 記念動画の作成
- ③ 記念動画の利活用方法の企画・提案、コンテンツ作成
- ④ 収集した歴史資料の整理・編集

・空港の起源から北の拠点空港へと発展した現在の姿までの歴史を振り返る内容を主軸とした動画を企画立案、取材、撮影、演出、素材作成（イラスト、テロップ、CG・XRコンテンツ等）、動画編集、ナレーション、収録、音響など映像・関連コンテンツ制作等に係る一切の業務を委託する。

・映像内容の作成にあたっては、絵コンテ等を使用した概要説明資料を作成し、内容について市の監修を受けるほか、各作成段階においても十分に市と協議を行うこととする。協議の際は、制作担当者及び市担当者の対面での打合せを基本とし、各年4回以上打合せの機会を設けること。

- ・歴史の検証については、学術経験者を含めた歴史検証チーム・体制を立ち上げ、千歳市史などの歴史編纂物を参考にするほか、独自の調査・研究・取材などを行い、十分な史実検証と内容の充実を図ること。
- ・次の100年に向け、まちの更なる成長・発展に繋がるスタートラインであることを多くの視聴者に伝えられるよう、子どもだけでなく大人にも見ごたえのある内容とし、視聴者が理解しやすいよう、編集やナレーション等を工夫すること。
- ・本業務にて作成する動画は、単なる歴史変遷をまとめた内容ではなく、市民が100年の節目に向けての歴史を再認識し、高揚感・期待感を高めるため、着陸場造成時から現在の国際空港に発展するまでの各時代の苦労や熱い思いなどが伝わるストーリー性のあるドキュメンタリー動画とすること。特に「北海」第1号着陸時については、村民総出での着陸場造成の様子や着陸した際の村民の歓喜の様子などがよく伝わるように映像化すること。また、最新技術（CG・XR等）を用いた臨場感溢れる演出を行い、視聴者が感動する映像とすること。
- ・空港の歴史の普及・啓発に効果的な動画及び収集資料の利活用方法の企画・提案とコンテンツの作成を行うこと。（例：児童向けコンテンツの制作・啓発媒体の作成等）
- ・本業務で収集した歴史資料等については、別に発注する空港開港100年記念誌作成等での活用を想定し、冊子データ（A4サイズを基本とする。）として編集するほか、空港のはじまりについてわかりやすくまとめた概要版（A4サイズ1枚）を作成すること。
- ・冊子データについては時代の流れに沿って、年表・グラフ・写真などを用いたわかりやすいデザイン及びレイアウトとすること。データの作成にあたっては市の校正を受けること。

## (2) 映像の構成

本業務においては、以下の3種類以上の動画を制作することとする。

### ① 本編 30分程度

空港のはじまりから今日までの空港の歴史をまとめたもの。場面ごとにチャプター分けをし、タイトル画面を作成すること。

### ② ダイジェスト版 5分程度

ダイジェスト版については「北海」第1号が降り立ったところまでの映像を本編への期待を高める内容として制作すること。

### ③ ショート版 15～30秒程度

各種SNS等で配信可能な空港開港100年記念ロゴ(令和6年度中に決定予定)等を活用した短時間で視聴者の印象に残る動画を制作すること。

ダイジェスト版及びショート版については、100年の節目にあたっての気運の醸成に向けて令和7年度から使用するため、先行して納品することとする。

(3) 貸与資料及び閲覧資料

- ① 千歳市市史
- ② その他、市が保有する歴史的資料

5 成果品

(1) 成果品の規格・数量

- ・動画の規格は、16：9とし、フルハイビジョン以上の映像とする。
- ・ショート版は16：9（横長）及び9：16（縦長）の規格で制作し、スマートフォン・タブレット等での視聴を基本とした解像度で制作することとする。
- ・制作した映像コンテンツ等は市が指定する形式で納品すること。（データ形式は汎用性の高いデータ形式とする。活用想定：100インチ超の大画面モニターでの放映、プロジェクタからスクリーンへの投影、市のウェブサイト・YouTube等での配信など）
- ・整理・編集した歴史資料については、冊子版・概要版ともに電子データとして納品すること。

(2) 納品期限

各映像の納品期限は以下のとおりとする。

成果品	納品期限
本編動画（30分程度）	令和8年3月31日（火）まで
ダイジェスト版動画（5分程度）	令和7年3月31日（月）まで
ショート版（15～30秒程度）	令和7年3月31日（月）まで
歴史資料（A4サイズ概要版）	令和7年3月31日（月）まで
歴史資料（A4サイズ冊子版）	令和8年3月31日（火）まで

その他、企画提案にて追加作成する成果品の内容、納品期限については市と協議することとする。

(3) 成果品の納入

成果品は以下の場所に納品すること。

〒066-8686

北海道千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市企画部空港政策課

## 6 留意事項

- (1) 本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、及び受託者が撮影した写真等）は、市及び市が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体、及びデジタルサイネージ等において、無償で二次使用が可能とすること。
- (2) 受託者は、納品した成果品について、受託者が有する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する著作権を成果品の納入とともに市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は、納品した成果品について、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する著作権者人格権を行使しないこととする。
- (3) 受託者は、納品した成果品について、著作権の問題が発生しないようにすることとし、著作権等の許諾が必要となる場合の手続きは、受託者において行うこと。手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うこととする。
- (4) 受託者は、受託者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率に行う上で必要な業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (5) 業務の履行に当たっては、市と十分な連携及び協議を図ることとし、契約後 1 か月以内に各業務の全体スケジュールを提出すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項、及び業務上疑義が生じた場合は、その都度市と受託者が協議の上、処理するものとする。